

基金情報

No. 3

平成14年7月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階 TEL03-3633-6445

ホームページ <http://www.jade.dti.ne.jp/~glskkn/>

主要事業概況	平成14年6月末現在	対前月増減数
事業所数(件)	276	-1
加入員数(人)	男子	6,751
	女子	2,840
	計	9,591
受給者数(人)	男子	3,248
	女子	1,717
	計	4,965
平均年金額(円)	407,118	1,499
年金資産額(円)	28,771,646,922	-195,470,247
修正総合利回り(%)	-5.16	-4.07

掛金や給付に関して基金令が改正されました

総報酬制の実施態勢に入る

平成15年4月1日
実施

平成12年の厚生年金保険法の改正により、給与のほか、賞与も保険料や給付の対象とする総報酬制の導入が図られました。

総報酬制の実施は、平成15年4月1日からとなっていますが、この実施に向けて、去る7月3日、関係政令とともに、賞与の範囲や平均標準給与の算出などに関し、厚生年金基金令が改正されました。

今後、さらに、細部の取扱いについて、基金規則などの改正が想定されています。

総報酬制の概要

公平な負担と給付が目的

総報酬制の導入は、賞与が、給与の一部として支払われていることが定着していることや、給与水準の高い企業ほど賞与の割合が高いといった実態を踏まえて、負担の公平化を図るとともに、賞与も給付に反映させることを目的としたものです。

1回150万円が限度

保険料(掛金)や給付の対象となる賞与とは、名称の如何を問わず、労働の対償として、3ヶ月を超える期間ごとに支払われるものです。(年3回までが対象)

保険料(掛金)や給付の基礎となる賞与の額については、1回の支払について150万円が限度となっています。

基金の場合、賞与の最高限度額を150万円を超えて設定することができますが、そのためには代議員会での議決を必要とします。給与も標準等級を超えて設定できますが、当基金では現在設定しておりません。

保険料控除はそのつど

賞与については、給与のような標準等級が設けられていませんので、150万円の範囲での支払実額が保険料(掛金)や給付の対象となります。ただし、1,000円未満の端数は切捨てとなります。

また、事業主は、給与と異なり、賞与からの保険料(掛金)は、支払ったつど控除することとなっています。(基金等からの納入告知は翌月です。)

総報酬制の導入に伴い、来年度から、標準給与の算定(決定)月が、10月から9月に、その算定基礎月が5月・6月・7月から4月・5月・6月に繰り上がります。

保険料率は13.58%

給付乗率は5.481

賞与に係る保険料率は13.58%、老齢厚生年金(代行部分)の給付率(給付乗率)は1000分の5.481と決められています。

また、総報酬制の導入に伴って、給与に係る保険料率と給付乗率が賞与と同じ率に引下げられます。

これに伴って、基金の掛金率も変更することとなりますが、変更後の掛金率は、現在未定の免除料率が定められてから確定することとなります。

なお、基金における給付乗率は、総報酬制に伴って、代行部分は変更となりますが、上乘せ部分については、各基金が今後決めることとなります。

在老停止は平成16年実施

在職中の年金受給については、給与と年金額の合計額が一定額以上ですと、年金額の支給停止が行われますが、賞与を加えての支給停止に関しては、平成16年4月1日からの実施となっています。

財政再計算に当たる13年度決算

基金の財政は、5年に一度、基礎係数を見直し、掛金の再計算を行うこととなっています。

この掛金の再計算を「財政再計算」といい、基金に5年毎の再計算が義務付けられています。

再計算は、決算時を基準日とし、収支相等の原則に従って行われます。

当基金の財政再計算は、平成13年度決算(平成14年3月31日)が5年目の基準日に当たりますので、平成13年度の決算がまとも次第再計算に入ることとなります。

掛金の再計算は、まず、基礎率を用い、給付額と掛金収入額を予測し、次に、予定利率を用い、給付現価と掛金収入現価を換算します。

そして、掛金収入現価に見合う掛金率が求められます。

$$\text{掛金率} = \frac{\text{掛金収入現価}}{\text{給与現価}}$$

収支相等の原則

基金の財政は、原則として、将来にわたり収支の均衡が図られていること(収支相等の原則)が求められています。

このため、基金は、予定利率や加入員見込み等の基礎率を基に掛金の算出を行って、将来の給付を賄うこととなっています。

しかし、基礎率は、予測値ですから、実態とは乖離することとなります。

そこで、一定期間毎に基礎率を見直し、掛金の再計算を行い、収支相等の原則に戻すことが必要となります。

事業運営 — 保養所利用状況 —

改修以降 利用者急増！

箱根・保養所【みやぎの山荘】は、平成11年度における浴室等の改修と管理人の交替によって、利用者は急激に増加し、円滑な運営状況を続けています。

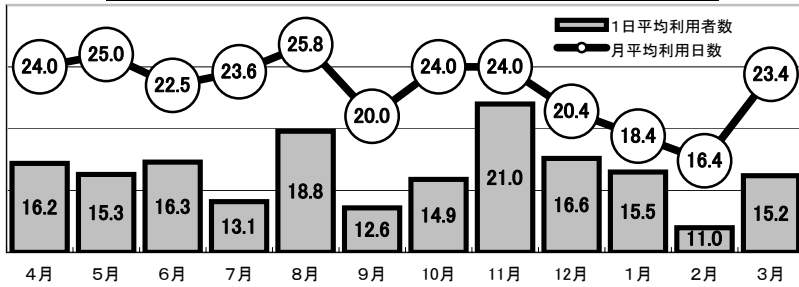
平成13年度における利用者総数は4,881人（1日当たり利用者数17.3人）となり、改修前と比べますと、33.9%の増加となっています。

このため、利用率（利用者総数/加入員数）と稼働率（利用者総数/延べ定員数）は著しく向上し、運営の効率化が図られています。

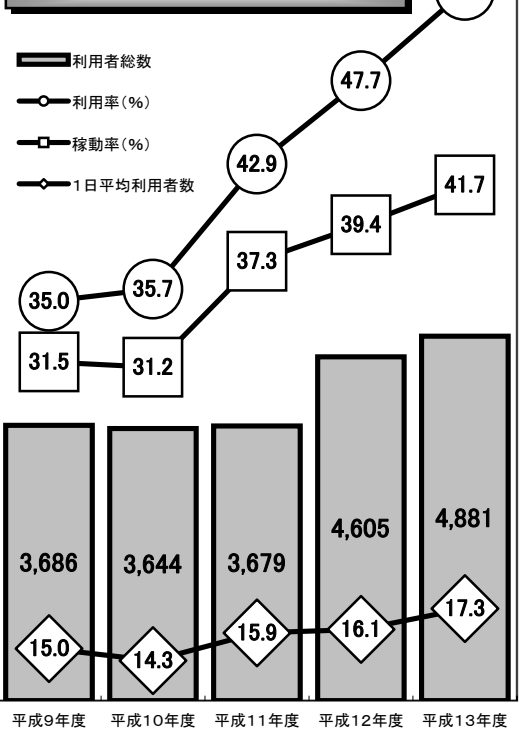
月別の利用状況を見てみますと、1日当たり平均利用者数は、8月と11月に高く、2月、7月、9月は低い状況にあります。

また、月平均利用日数は、5月と8月に高く、1月と2月は低い状況にあり、月別の利用にかんがりの差があります。

みやぎの山荘 月別・利用状況（平成9年度～13年度平均）



みやぎの山荘 利用状況の推移



27日・委員会開催 … 決算や運用問題を審議

平成13年度決算や基金関連法令の対応と、平成14年度第1四半期の年金資産運用結果や今後の運用等の審議のため、8月27日に財政運営委員会及び年金資産運用委員会（委員長：瀧波敏夫理事長）が開催される予定となっています。

29日・総合監査実施 … 監事による事業全般の監査

当基金の事業の実施状況全般にわたる監査が、理事である小泉忠明・村松邦男両監事さんによって、8月29日基金事務所において実施される予定となっています。

なお、当基金の事業の監査については、両監事さんにより、毎月・経理及び掛金に関して、四半期毎には、経理・掛金に加え、事業計画及び積立金の管理・運用に関して実施されています。

東京都総合型基金の平成13年度修正総合利回り▲4.7%

平成13年度における東京都所在の総合型基金の運用結果は、全203基金平均の修正総合利回りは▲4.70%でした。このうち、代行型23基金の平均は▲4.56%で、加算型基金の平均は▲4.72%と、代行型基金の方が良い運用結果となっています。

八月の主な行事予定

* 基金用語 *

《代行部分と上乘せ部分》

当基金の年金給付は、代行部分と上乘せ（プラス・アルファ）部分とで構成されています。

代行部分は、厚生年金保険法に基づいて支給される老齢厚生年金（現行の給付乗率7.125）で、これを国に代わって基金が支給（代行）することとしている年金給付です。

一方、上乘せ部分は、基金独自の年金給付（当基金の給付乗率1.4）で、代行部分に加えて（上乘せして）支給することとしているものです。

したがって、当基金の年金給付は、老齢厚生年金（代行部分）の給付乗率よりも上乘せ部分の1.4だけ高く、より厚い給付を行うこととなっています。

《免除料率》

免除料率は、国の老齢厚生年金の支給を基金が代行するために必要な分の保険料率です。

基金加入の事業主は、厚生年金保険法で決められた保険料のうち、免除料率分は国（社会保険事務所）への納付を免除され、免除された保険料は掛金として基金に納めることとなっています。

現在、厚生年金保険の保険料率は17.35%、当基金の免除料率が3.7%ですので、3.7%を基金に、残りの13.65%を国に納めることとなります。

なお、当基金は、その他に、上乘せ部分の掛金率0.6%と過去勤務債務分の特別掛金率0.9%を納めていただくこととなっていますので、年金給付に係る掛金率は現在、合計52%となっています。

市場指標と修正総合利回りの推移

